

点を設定する。

なお、気象、大気汚染物質は原則として同一の地点において実施するが、周辺の発生源の影響を敏感に反映する大気汚染物質濃度と比較すると、気象因子の空間代表性は大きいと考えられるので、気象については代表点を設定して観測する場合もある。

調査地点は、地図上に図示し、選定理由を明らかにする。

(2) 気象の状況

地上気象の調査地点は、対象事業の実施区域内を基本とし、「地上気象観測指針」に示された観測場所に係る条件を満たす地点とする。ただし、対象事業の実施区域内に適地がない場合は、対象事業の実施区域近傍の適地を調査地点とする。

なお、調査地点近傍に気象台や気象観測を行っている大気環境常時監視測定局があり、調査地点における四季別観測を行った結果と当該測定局等との観測結果に十分な相関性があると認められる場合は、これを有効に活用してもよい。

また、上昇気象の調査地点は、地上気象の調査地点と同じとするが、ゾンデ等の放球あるいは係留ゾンデの昇降に伴い安全性等に問題が生じるおそれがある場合は、それらの問題が避けられる最も近い地点を選定する。

6 調査期間等

調査は、原則として1年間を対象として実施する。ここで、1年間を対象とする理由は、年間の平均的な傾向を明らかにするとともに、気象条件や発生源の稼働状況の変化による大気汚染状況の季節変化を把握することを目的としている。予測再現性評価の対象期間もできる限り、現況調査を行った1年間とする。大気汚染物質の測定は、社会的な要因による影響が大きいために事業の実施時点に近い時期を対象とする必要があり、調査は至近の1年間を対象とすることが望ましい。

発生源調査についても同一期間であることが望ましいが、環境影響評価では既存の資料を利用する場合が多く、既存資料を利用する場合には入手時期の問題があるので、できる限り多くの資料が入手できる期間を対象とする。

地域概況調査の結果より、計画地点周辺で得られた既存資料について代表性が保証されている場合は、現況年についての代表性を確認する意味で、四季あるいは二季（非暖房期、暖房期）に1箇月間程度のサンプリング観測を行うこともある。上層気象観測を気球観測等の特別観測によって行うこともある。上層気象観測を気球観測等の特別観測によってサンプリング期間の各季節あるいは時期に対する代表性を十分理解しておく必要がある。

調査の時間密度は、気象及び大気汚染物質とともに1時間値の連続観測を原則とするが、有害物質濃度や気球観測による上層気象観測など、測定が困難であるものについてはこの限りではない。